

大和郡山市高齢者運転免許 自主返納等促進支援事業

自動車等運転免許証を自主返納後または免許証の失効後に「運転経歴証明書」の交付を受けられた満65歳以上の市民のみなさんに大和郡山市商工会登録加盟店「市内共通商品券」を交付しています。

対象＝平成27年4月1日以後に自動車等運転免許証を自主返納後または免許証の失効後に「運転経歴証明書」の交付を受けた、次の①②いずれにも該当する人

- ①免許返納時および商品券交付申請時に市内に住所を有し、現に居住している満65歳以上の人
- ②過去にバス回数券及び商品券の交付を受けていない人

【交付する商品券】

使用範囲＝市商工会登録加盟店

交付額面＝一人あたり5,000円分(1,000円分5枚)

使用できる人＝交付を受けた本人に限る

使用期限＝商品券の発行日より6ヵ月

※払い戻しおよび再発行は一切できません。

【申請手続について】

受付日時＝土・日曜、祝日、年末年始を除く、8時30分～17時

申請場所＝市民安全課(2階210番窓口)

持参するもの＝・運転経歴証明書(コピー不可、確認後に返却)・申請による運転免許の取消通知書・印鑑(認印)

※やむをえず代理人が手続きをする場合は、上記のもののほか、下記のものを持参。

- ・委任状(委任する人(本人)の住所・名前、委任される人(代理人)の住所・名前を記入し、本人の捺印をしたもの)
- ・委任される人の証明書類(運転免許証、パスポートなど)
- ・委任される人の印鑑(認印)

問合せ＝市民安全課 交通対策係(内線625)

■くらしのインフォメーション■

ひとりで悩まないで

わたしたちにご相談ください!



子どもの「課金トラブル」に注意

大和郡山市消費者センター
☎ 53-1583 (直通)
相談受付 月～金曜日
9時～16時

夏休みで子どもたちが家にいる時間が長くなると、スマホなどでネットを利用する時間も増え、課金に関するトラブルも多くなります。

【事例1】中学生の息子がスマホのオンラインゲームで親のクレジットカードを無断で使い、10万円ちかいアイテムを購入していたことがわかった。

【事例2】小学生の娘に母親のスマホを使わせていたところ、ライブ配信アプリで「投げ銭」(好きな配信者を応援するための課金)を繰り返していたことがわかった。携帯電話料金と一緒に請求が来て、初めて気がついた。

《課金の支払い方法》

クレジットカードやキャリア決済(携帯電話料金と合算での請求)、コンビニで購入するプリペイド式の電子マネーなど様々です。事例のように保護者のカードを勝手に使ったり、端末に登録済みのクレジットカード情報で決済する、保護者が設定した暗証番号をキャリア決済で勝手に使ったり、自宅の現金を持ち出し電子マネーを購入したなどのトラブルが発生しています。

《トラブルを防ぐために保護者ができること》

- ・家族でネット利用についてのルールを話し合い、課金の際は事前に保護者の許可を得ることやクレジットカードの仕組み等についても説明しておく
- ・保護者も子供の利用しているゲームやアプリに関心を持ち、課金や決済の仕組みについて理解しておく
- ・ペアレンタルコントロールを設定して、利用できる機能に制限をかける
- ・端末に保存されたままのクレジットカードやキャリア決済の情報に注意し、暗証番号の管理をしっかりする
- ・クレジットカードの利用明細には毎月必ず目を通し、利用時に届く購入完了メールも確認する